



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

## 知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 3539 号 2017.3.2 発行

いのちのリズムを感じて 知的障害や自閉症作家、彩り豊かな80点並ぶ 5日まで福



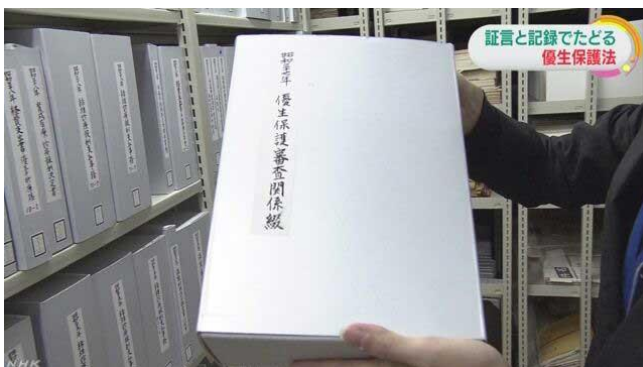
岡・天神 毎日新聞 2017年3月2日  
市内在住の障害がある作家たちの作品が並ぶ  
「いのちのリズム展」の会場

福岡市内在住の知的障害や自閉症の作家14人の作品を並べた「いのちのリズム展」が、中央区天神1のギャラリー風(092・711・1510)で開かれている。入場無料、5日まで。

会場には、ペンや色鉛筆で5ミリほどの大きさの動物や人物、マークなどを繰り返し描いた作品や、点描で花や街をリズムカルに表現した絵など約80点が会場を彩っている。

同ギャラリーの武田芳明さん(67)は「機械的ではなく生命のリズムを感じさせる作品を楽しんでもらいたい」と話した。同ギャラリーでは「第9回福岡市障がい児・者美術展入賞作品展」も同時開催している。【山崎あずさ】

### News Up 見過ごされてきた“優生保護法”の実態



NHK ニュース 2017年3月2日  
「優生保護法」という法律をご存じですか？

「不良な子孫の出生を防ぐ」という目的で、障害者の子どもを産み育てる権利を奪っていた法律です。終戦直後の昭和23年に施行され、わずか20年ほど前の平成8年まで存在していました。

この法律に基づいて遺伝性とされた疾患のほか、精神障害や知的障害がある人は、医師の診断と行政の審査

を経て不妊手術を受けさせられました。その際、本人の同意は必要ないとされました。これによって不妊手術を受けさせられた人は、確認できただけでも1万6000人以上に上っています。

最近、この法律が注目される出来事がありました。

ことし2月22日、日弁連=日本弁護士連合会が、優生保護法で行われた不妊手術はみずからの意思で出産や子育てを決めるという憲法で保障された権利を侵害していたと指摘

し、国に対して謝罪や補償などを求める初めての意見書を出したのです。

「人権を無視した法律が本当にあったの？」と思う人もいるかもしれませんが、しかし、実際に手術を受けさせられ、今も苦しんでいる人がいます。「優生保護法」のもとで障害のある人やその家族はどのような状況に置かれていたのか。

関係者の証言や新たに見つかった資料からその実態に迫ります。



### 人生奪われた障害者の女性の叫び

「自分の人生を奪った手術が本当に憎いです…。ずっと苦しみが続いています」

こう証言するのは、宮城県に住む70歳の女性、飯塚さん（仮名）。

飯塚さんは、16歳の時に、優生保護法に基づいて、軽度の知的障害を理由に何も説明されないまま不妊手術を受けさせられました。

退院後、両親の会話を聞いて、初めて自分が手術を受けたことを知った飯塚さんは、その衝撃をこう振り返ります。

「子どもを産むことができない体にされたと知って、そこから私の苦しみが始まりました。もどに戻ることができるなら戻してほしい」

優生保護法の不妊手術では、本人の同意がなくても手術できましたが、一方で、家族などの同意が必要なケースもありました。



飯塚さんの場合も、父親が娘の不妊手術に同意していたことが後にわかりました。

父親が亡くなる直前に飯塚さんに残した1通の手紙には、手術に同意した当時の苦しい胸の内がつづられていました。

手紙には「やむなく印鑑押させられたのです。優生保護法にしたがってやられたのです」(原文ママ)と。

なぜ、父親は娘に何も知らせずに子どもを産めないようにする手術に同意したのか。

なぜ、父親は娘に何も知らせずに子どもを

取材を進めると、「優生保護法」のもとで障害者やその家族が置かれた社会的な状況が見えてきました。

### 優生保護法を生んだ戦後の社会情勢

「優生保護法」は戦後すぐの昭和23年に施行されました。

戦前にも「国民優生法」という優生思想に基づく法律がありましたが、その思想をさらに強める形で「優生保護法」はスタートしました。

終戦直後の日本は、戦地からの大量の引き揚げ者や出産ブームによる「人口爆発」が大きな社会問題になっていました。

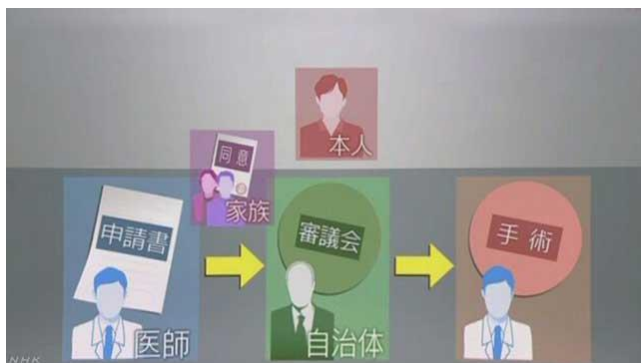
人口の“量”を抑えつつ、“質”を上げる必要性が国家的な課題として叫ばれる中で、「優生保護法」は超党派の議員立法で成立、施行されました。

この法律には、刑法で禁止されていた「人工妊娠中絶」を認めて“量”を抑制すると同時に、優生学的に劣っているとされた障害者の出生を防止し、“質”を向上させるという明確な狙い



が示されていました。

優生学の歴史に詳しい東京大学大学院の市野川容孝教授は、当時は、医学的に十分な根拠がないまま親の障害や疾患が遺伝すると考えられていたとしたうえで、優生保護法には「過剰な人口問題と、それに由来する貧困をどうやって防ぐかということ、それと同時に、国民の“質”を高めるといこと、この2つの目的がセットとなって入っていた」と指摘しています。



では、手術はどのように行われたのでしょうか？

優生保護法では、4条と12条で、本人の同意がなく不妊手術を行うことができると規定されました。

まず、医師が診断し、遺伝性の疾患のほか、知的障害や精神障害などを理由に手術が必要だと判断した場合に、各都道府県の審査会に不妊手術の申請を行います。

審査会のメンバーは医師や裁判官、民生委員などで、手術を行うことが適当かどうかを判断し、適当となれば病院で不妊手術が行われました。

実は、昭和28年に、強制的な不妊手術をするうえで、当時の厚生省が各都道府県の知事に対して、次のような通知を出していました。

「真にやむを得ない限度においては、身体の拘束、麻酔薬施用又は欺罔等の手段を用いることも許される」

つまり、手術をする際に、やむをえない事情があれば、欺罔、だますという手段を使ってもよいとされていたのです。

こうした状況の中で法律が施行されていた半世紀で、実に1万6000人以上が強制的に不妊手術を受けさせられたことがわかっています。

#### 当時何が？取材に応じた関係者は…

今回、手術に関わった精神科医や産婦人科医から話を聞こうと探しましたが、なかなか見つからず、見つかったとしても多くを語ろうとしなかったり、すでに亡くなっていたりして難しい取材になりました。

そうした中で、みずからが受け持っていた障害者に不妊手術が必要だと判断した経験のある1人の精神科医が取材に応じました。

「今の人権意識でいえば、当然問題だが、当時は、優生保護法は全然問題にならなかったし、疑問の声も上がらなかった。昔の自分がしたことを合理化するような形になるが、当時は私も何の疑いも持たずに障害のある人が不妊手術の対象だと考えた」と打ち明けました。

この精神科医は、のちに手術に疑問を感じ、声を上げましたが、周囲から賛同する意見は出なかったと振り返っています。

#### 手術記録の多くが破棄された可能性が…

多くの関係者が口を閉ざす中、私たちは、自治体の記録から優生保護法の実態を調べようとすべての都道府県に取材しました。

ところが、誰が手術を受けたのかを特定できる記録が一部でも庁舎の中に残っていた自治体は、47都道府県のうち、わずか5つしかありませんでした。

多くの自治体はすでに資料を廃棄したと見られています。

廃棄したこと自体は、特に法律や法令違反にあたるわけではありません。

ただ、今後、国などが実態を調査しようと思っても困難なのではないかというのが私たちの実感です。

#### 見つかった新資料から見えたもの



私たちは、自治体の庁舎内だけでなく、各地にある公文書館などにも広げて探し続けました。

そして、神奈川県で新たな資料を見つけました。

資料の中には、医師の診断書のほか、その障害者の家系図まで残されていました。

疾患の詳しい状況や障害が遺伝しているかどうかなどが何代にもさかのぼって調べ上げられていたこともわかりました。

資料の中には、両親や兄弟がどのような思いで手術に同意していたのかがわかる記述もありました。

こうした記述を読み進めていくと、さまざまな理由で手術を希望していた家族もいた状況が見えてきました。

「たとえ子どもができて自分のことすら何もできない状態では育児は不可能なので手術を行うよう決心」

「両親が病弱で本人の将来を考えて手術を希望」

「一般社会の人にも迷惑がかかることを心配。母親や兄弟全員が手術に賛成している」

障害のある家族に対する複雑な心境を語る言葉や周囲の目を必要以上に気にする言葉が並んでいました。

手術を希望するという家族の状況について、優生保護法の歴史に詳しい東京大学の市野川教授は「当時は、障害がある人たちが子どもを産んで育てられる環境が整っていなかったため、不妊手術が本人のためだと考えられていました。障害者は子どもを産んでも育てられないとの思い込みが周囲の善意としてあって、この優生保護法を存続させた側面があります」と指摘します。

#### 不妊手術を受けさせられた飯塚さんは

20代で結婚した飯塚さん。

子どもが出来ないことなどが理由で離婚したといいます。

さらに、手術の後遺症などによって、50年経った今も心身の不調が続いています。

飯塚さんは「障害者だから何をしてもいいという権利は誰にもないです。私たちが受けた強制的な不妊手術について誰かが言葉にして訴えていかないと、闇に葬られてしまいます」と話していました。

#### 求められる国の対応

こうした飯塚さんたちの訴えを国はどう受け止め、対応していくのか。

厚生労働省は、「優生保護法」のもとで不妊や中絶などの手術が行われたことについて、あくまで合法的に行われたとして謝罪や補償をしないという方針を取っています。

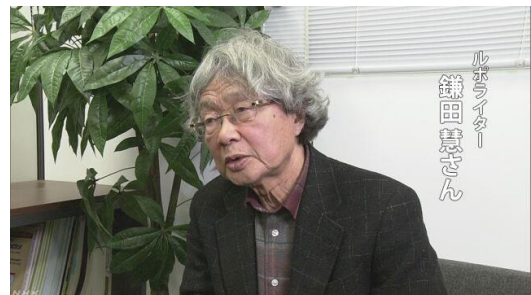
日弁連から出された意見書については、「優生保護法は、不良な子孫の出生を防止するという優生思想に基づく部分が障害者に対する差別となっていることなどにかんがみ、改められたと承知しており、厚生労働省としてもこうした趣旨を踏まえて対応している。いずれにせよ、人ひとりの命の重さは、障害があるか否かによって少しも変わるものではなく、すべての人々がお互いの人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会を実現していきたい」とコメントしています。

同じように強制的な不妊手術を行っていたドイツやスウェーデンでは、調査を行い、謝罪や補償を行っています。

確かに当時は合法でしたが、今の人権感覚で著しい人権侵害にあたるのならば謝罪や補償をすべきではないか、日本だけがそれをできない理由はないように思えます。

というのも、ハンセン病患者に対しては、当時は合法的に行われていた強制的な隔離政策について、国は誤りを認めているからです。

さらに、国連の規約人権委員会や女性差別撤



廃委員会も、日本政府に被害者の補償を行うよう勧告しています。

まずは実態調査を行い、何ができるか、具体的な対応策を検討する必要があると思います。

長年、人権問題を取材してきたルポライターの鎌田慧さんは「優生保護法の価値観はなかなか払拭（ふっしょく）されておらず、その歴史はずっとつながっている」と指摘し、法律の根底にあった差別意識は、去年7月に起きた神奈川県相模原市の障害者殺傷事件やヘイトスピーチなど、さまざまな形で社会に色濃く残っていると指摘しています。

優生保護法が存在した当時の社会状況と今とは、人権意識も大きく変わったといえます。

しかし、障害のある人に対して「かわいそうな境遇だ」と考えた時など、無意識に「自分とは違う」という“差別”をしていることはないでしょうか。

そうした“差別”の意識は、行き過ぎてしまうと“差別”の意識につながることもあるのではないのでしょうか。

優生保護法の歴史はその怖さを示しているように感じます。

そして、この優生保護法の歴史についても、「障害者をめぐるかつての法律であり、自分とは関係ない」などと区別して考えてしまうことはないでしょうか。

私たちは、わずか20年ほど前までこの法律が存在していたという事実に関心しているのではなく、しっかりと向き合って考える必要があると、取材を通じて感じました。

## 無表情ロボット 介護に優しい笑顔が



NHK ニュース 2017年3月1日

ことし2月、宮城県内の介護施設に新たなロボットが導入されました。名前は「テレノイド」。開発したのはマツコアンドロイドなどの製作で有名な大阪大学の石黒浩教授です。このテレノイド、認知症のお年寄りのコミュニケーション力を引き出す効果が期待されていて、実用化は世界初だということです。いったいどんなロボットなのでしょう。か。（仙台放送局 安藤和馬記者）

### 無表情な人型ロボット

「宮城県に世界初のロボットが来る。認知症の介護現場を変えるかもしれない」

去年12月、テレノイドを使った研修会が行われるということで、宮城県名取市の特別養護老人ホーム「うらやす」に取材に行きました。そこで初めてテレノイドと対面しました。

「不気味でちょっと気持ち悪い。でも、どこかかわいい」というのが第一印象でし

た。認知症にどの程度効果があるのか、最初は半信半疑でした。テレノイドは、人型ロボット「アンドロイド」の1つで、赤ちゃんほどの大きさです。真っ白で顔は無表情。オペレーターが手元のタブレット端末で動きを指示します。例えば、タブレット端末の「ハグ」というボタンを押すと、離れたところにあるテレノイドが、両手をギュッと動かして抱きしめるしぐさをしま



す。オペレーターがマイクを通して話をすると、そのまま子どもの声色になってテレノイドがしゃべります。

### お年寄りの表情が明るく

テレノイドと認知症のお年寄りとはふれあうと…。たちまち、お年寄りの表情に変化が現れました。まるで自分の子どもや孫をあやすようにテレノイドを抱きしめて、話しかけるようになったのです。

認知症の女性のお年寄りは、テレノイドを抱きながら「かわいいね。1人で遊んでいるね」とほほえみながら話しかけていました。また、別の女性のお年寄りは、テレノイドの顔にキスをしていました。さらに、テレノイドが歌をうたうと、お年寄りも一緒に歌い始め、施設の中がにぎやかで暖かい雰囲気になりました。

テレノイドは、認知症のお年寄りのコミュニケーション力を引き出す効果があるということです。秘密は、顔です。年齢や性別がわからないよう、あえて無表情に作られています。人間の脳は受け取る情報量が少ないと想像力が豊かに働くと考えられています。このため、テレノイドに身近な人物を重ね合わせ、親しみを持つことができるというのです。



きょうはね お空がね青くて

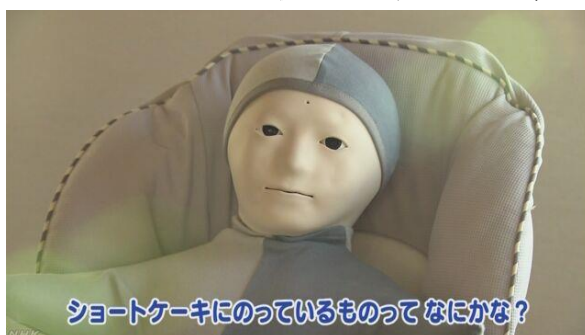
テレノイド販売会社の社員、宮崎詩子さんは「テレノイドを通せば子どもになりきって話をすることができます。今までコミュニケーションがゼロだった人が、笑顔になったり、話し始めたり、歌ってくれたりします。コミュニケーションを0から1に変えることができるロボットです」と話していました。

### オペレータの話術も鍵

テレノイドを使いこなすためには、オペ

レータの話術も鍵を握ります。子どもになりきって会話することがコツです。

「何色が好き？」とか「何の歌をうたう？」など質問をすることで、認知症のお年寄りから会話を引き出すようにします。また、歌をうたうときには、途中でわざと歌詞を忘れたふりをします。「春が来た、春が来た、どこに来た～」まで歌ったあと、「あれ、続きなんだっけ？」と聞きます。すると、お年寄りも頑張っと思ひ出そうとし、「山に来た…」と自分から歌い始める人もいました。こうした工夫が、お年寄りの積極性をより引き出すことになると感じました。



ショートケーキにのっているものってなにかな？



私たちの知らない一面を 利用者が  
見せてくれるのではという期待はあります

特別養護老人ホーム  
佐々木恵子施設長  
うらやす

施設の職員も操作してみましたが、まだ慣れていなくてぎこちない部分もありました。これから会話の引き出しを増やしていくよう練習しています。そうすることで、職員の介護技術のスキルアップにもつながると期待されています。

テレノイドを使った施設の職員は「ふだんは業務に追われていて、長く接することができません。入所者があのように喜ぶ姿を見るのは初めてだったのでよ

かったです」と感想を話していました。

佐々木恵子施設長は、「私たちが知らない一面を見せてくれるんじゃないかなという期待



はあります。新しい技術を入れることでさらによいものにしていけるのはとても魅力的だと思うし、これからどんなふうになっていくのか楽しみです」と話していました。

### 被災地から新たな介護モデルを

テレノイドを開発したのは大阪大学の石黒浩教授です。石黒教授は、自分そっくりのアンドロイドや、マツコアンドロイドなどを作ったこの分野の第一人者です。石黒教授によりますと、デンマークやドイツなど海外では、すでにテレノイドの実証実験を行い、認知症の行動が改善したケースが見られたということです。

テレノイドの特徴について石黒教授は、「いちばんの特徴は見かけです。私のアンドロイドと比べて性別も年齢もわからないようなニュートラルな見かけをしています。これだと膝の上に抱きながら自分の想像で姿形を思い浮かべながら話することができるので、自分の話したい人がすぐ近くに来てくれる、その人と触れ合っているという感覚になります」と話しています。



石黒教授は、高齢化が進む被災地から新たな介護モデルを全国発信することに意義があると考えています。



「宮城県は東日本大震災があったために、高齢化がほかの地域よりも10年早く進みました。高齢化社会の問題に最初に直面するのが宮城県や東北です。そこでロボットを使ってもらえれば、遅れて高齢化するほかの県でも使ってもらえるんじゃないか。復興して元に戻るだけでなく、そこからさらに発展するチャンスだと思います」と話していました。

今回取材したテレノイドは、介護現場の人手不足を補うものではありません。人間が操作するので、施設にとっては、かえって仕事が増え、手間がかかるロボットとも言えます。1体、約100万円と手軽に買える値段ではありません。しかし、テレノイドを抱いた時のお年寄りは何ともいえない優しい表情をしていました。あの柔らかな笑顔を見ると、これがサービスの質の向上なのかもしれないと思いました。最先端のロボット技術を使った新しい介護のかたちが定着していくのか。そして、東日本大震災の被災地発の介護モデルが全国に広がっていくのか、これからの展開も楽しみになってきました。

### 児童虐待 児童相談所と市町村の役割分担明確化へ指針案

NHKニュース 2017年3月2日

増え続ける子どもの虐待に適切に対応するため、厚生労働省は児童相談所と市町村の役割分担を明確にすることを定めた、ガイドラインの案を公表しました。児童相談所がより深刻な事案の対応に集中できるよう、緊急性の低いケースは市町村が受け持つことなどが盛り込まれています。子どもの虐待の相談は昨年度、初めて年間10万件を超えるなど年々増え続けていますが、児童相談所の体制強化が追いつかないことなどから虐待の見逃しにつながるのではないかと懸念されています。

こうした中、厚生労働省は1日開いた専門家の会議で、虐待に適切に対応するため、児童相談所と市町村の役割分担を明確にすることを定めたガイドラインの案を公表しました。この中では、児童相談所の負担を減らし、より深刻な事案の対応に集中できるよう、緊

急性の低いケースについては市町村が受け持つとしています。そのうえで、市町村に対し、保健師や社会福祉士などが常駐する専門の組織を新たに設けるなど体制を強化するよう求めているほか、情報を常に共有し、当初より虐待のリスクが高まった場合は、すぐに市町村から児童相談所に担当を移すなど、連携を強化することも求めています。厚生労働省は今月末にもガイドラインをまとめたうえで、全国の自治体に通知することにして、「中途半端な対応になって虐待が見逃されることがないように、役割分担と体制強化を進めたい」と話しています。

## 社説：いじめの調査 公開してこそ役に立つ 中日新聞 2017年3月2日

自殺や不登校に追い込まれた重大ないじめを調べながら、結果を伏せる自治体が目立つ。責任逃れではないかとの疑念さえ湧く。社会全体で反省点を共有しなくては、再発防止にはつながるまい。

いじめが引き金となって、子どもの生命や心身、財産に深刻な被害が生じたり、不登校を余儀なくされたりしていると疑われるケースを重大事態という。

教育委員会や学校法人、または学校は、第三者委員会のような組織を置いて事実関係を調べ、被害者側に情報を提供しなくてはならない。いじめ防止対策推進法はそう定めている。

看過できないのは、調査結果の公表に後ろ向きな自治体が多いことである。隠ぺい体質の仕業とすれば、いじめの根絶は難しい。

共同通信の二月の集計では、公立学校での重大事態を受けて二〇一五年度に設けられた第三者委による調査で、結果がまとまった三十八件のうち、公表されたのは十六件にとどまり、十八件が非公表とされた。四件は不明だった。

中には、被害者側の意向を確かめないうちに非公表にしたり、委員の身元さえ明かさなかつたりした自治体もあるという。一体、誰のため、何のために調べるのか。

これでは調査の公平性、中立性に疑問符がつくだけでなく、単なる行政上の儀式に堕しかねない。失態を隠して、問題を矮小（わいしょう）化する意図があるのではないかと受け取られても仕方あるまい。

例えば、福島原発事故で、福島県から横浜市に自主避難した中学生が、小学生時代にいじめられて不登校になった問題である。

昨年十一月、被害者側が世に問うてようやく、学校側を「教育の放棄に等しい」と批判した調査報告書の一部が公表された。

大津市でも、小学生が不登校になった問題を巡り、昨年五月にまとめた調査報告書を公表するよう被害者側が望んでいる。「加害側を生み出す土壌を放置した」と学校側を指弾している。

無論、被害者、加害者双方のプライバシーへの配慮は欠かせない。けれども、それを盾に説明責任を避けるようでは、教育現場への不信は増すばかりだろう。

中学生が自殺した問題を調べた名古屋市は昨年九月、学校名や生徒名を伏せた調査報告書を公表し、ホームページに載せた。こうした事例を幅広く共有して、いじめを防ぐ知恵を出し合いたい。子どものいじめは大人の映し鏡である。社会全体に責任がある。

月刊情報誌「太陽の子」、隔月本人新聞「青空新聞」、社内誌「つなぐちゃんベクトル」、ネット情報「たまにブログ」も

